

京都皮膚科医会会則 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第2章 会 員</p> <p>第3条 ～ (略)</p> <p>第5条</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p><u>(2) 高齢会員 (80歳を迎える翌年から) 及び顧問は会費を免除する。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 本会会員にして会員たる義務を怠り、または名誉を、き損する行為のあったときは役員会の議決を経て、忠告または除名することができる。</p> <p><u>(2) 年会費を2年以上滞納し、催告に応じないときは、理事会において会費滞納の事情等につき審議裁定を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>本会則は、<u>平成30年5月26日</u>からこれを施行する。</p>	<p>第2章 会 員</p> <p>第3条 ～ (略)</p> <p>第5条</p> <p>第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p> <p>第8条 本会会員にして会員たる義務を怠り、または名誉を、き損する行為のあったときは役員会の議決を経て、忠告または除名することができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>本会則は、平成25年5月11日からこれを施行する。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p>